

## ナフタレンに関する調査票

団体名	一般社団法人 日本芳香族工業会
-----	-----------------

【質問1】 ナフタレンを製造又は取扱う業務に係る健康障害防止措置の導入について、貴会及び会員企業さまの業務に関連がありますか。該当する項目に「○」を付けてください。

○	関連あり
	関連なし

→ 質問2以降の項目についてご回答ください。

→ 理由をお教えてください。(例: 取り扱う業務がない など)  
※「関連なし」の場合は、ここまでで質問は終了です。

理由:

※質問2以降のご回答内容については、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」(公開)の資料の作成に当たり、参考又は文章を引用させていただきますことをご了承願います。

【質問2】 貴会の概要についてお教えてください。

会員企業数	正会員: 15社 賛助会員: 33社	
ナフタレンを使用しているおおよその会員企業数	3社(ナフタレンの製造)	
貴会の活動内容 (例: 主に○○業の事業者からなる団体。○○業の振興、技術開発、○○等に取り組む。)	正会員は、芳香族タール製品の製造業者及びその製造に関係ある団体。賛助会員は芳香族製品及びタール製品の販売業者、需要者並びに芳香族工業、タール工業に関係ある業者及び団体。 芳香族工業及びタール工業に関する生産、流通、消費等の調査、製品並びに製造に関する技術、労働、環境・安全等に係る諸問題の調査・研究・開発に関する事業を行い、化学製品の基本原料たる芳香族及びタール製品の高品質で安定的、効率的、安全な生産・供給の確保を通じて、国民生活の安定・向上・豊かさの増進に貢献することを目的とし活動する。	

【質問3】 業界団体としての取組み

業界団体として、ナフタレンを製造又は取扱う業務に際し、健康障害防止のための取組をされていたら、その概要をお教えてください。  
(例: 安全衛生指導、ばく露防止の作業手順(ガイドライン)の作成、技術指針、モデルMSDSの作成、など)

モデルSDSの作成

## 【質問4】 事業者の自主的な取り組み

ナフタレンを製造又は取扱う業務を行っている会員企業における、当該ばく露作業に対する措置の状況を、主な作業ごとにお知らせいただきますようお願いいたします。

ばく露作業概要を記入→ (主な作業ごとに記載してください)		サンプリング	分析	出荷
作業状況				
作業場の屋外屋内の別	屋内		○	
	屋外	○		○
措置の有無 (○、×又は概算の措置割合) (措置企業数/回答企業数)				
情報提供	表示(容器等へのラベル表示)	○	○	○
	文書の交付(MSDSの交付)	○	○	○
	掲示(労働者に有害性を掲示)	○	○	○
労働衛生教育	労働衛生教育	○	○	○
発散抑制措置 (いずれか)	製造工程の密閉化	(屋外)	該当なし	(屋外)
	局所排気装置の整備	(屋外)	○	(屋外)
	プッシュプル型換気装置の整備	(屋外)	該当なし	(屋外)
	全体換気装置の整備	(屋外)	○	(屋外)
作業環境の改善	局排等適用除外に該当	(屋外)	×	(屋外)
	休憩室の設置	○	○	○
	洗浄設備の整備(シャワー設備等)	○	○	○
	設備の改修等作業時の措置	○	○	○
漏洩防止措置	不浸透性の床の整備	○	○	○
作業管理	作業主任者の選任(特化物)	○	○	○
	作業記録の保存	○	○	○
	立入禁止措置	○	○	○
	飲食等の禁止	○	○	○
	適切な容器等の使用と保管	○	○	○
	用後処理(除じん)	(液体)	(液体)	(液体)
	ぼろ等の処理	○	○	○
	有効な保護具の使用	○	○	○
	呼吸用保護具(防毒マスク)の使用	○	○	○
	呼吸用保護具(送気マスク)の使用	×	×	×
不浸透性手袋、防護メガネ	○	○	○	
作業環境の測定	実施と記録の保存	×	×	×
	結果の評価と保存	×	×	×
健康診断	特殊健康診断の実施(独自)	×	×	×
	特定健康診断の実施(6か月に1度)	○	○	○

↑ 空欄はその他自主的な取り組みがある場合にご記入ください。

## 【質問5】健康障害防止措置の導入に当たって考慮が必要な事項

特別規則(特定化学物質等障害予防規則など)による措置の検討に際し、業界団体又は会員企業の立場から考慮の必要がある事項とその概要について御提案ください。

考慮を要する事項	内 容
特に無し	以下の理由により、新たな健康障害防止措置は必要ないとする。 ①取扱いは液状ナフタレンの製造～出荷であり、全て密閉機器・配管内の移送である。 ②一企業のみ固体ナフタレン(紛体状)製品を袋詰め、貯蔵、出荷をしていたが、平成22年をもって終了したため、現在では全社とも製品は、液状ナフタレンのみである。
	③また、液状製品ナフタレンのサンプリング、出荷時の出荷配管の脱着に要する時間(ばく露時間)は極めて短時間であり、また、屋外の環境下でおこなわれるものである。 ④分析作業は局所排気下での作業であり、ばく露はほぼ無いと考える。

## 【質問6】技術的課題及び措置導入の可能性

特別規則(特定化学物質等障害予防規則など)による措置の検討に際し、通常のばく露防止措置(発散源の密閉化、局所排気装置、プッシュプル換気装置、全体換気装置、呼吸用保護具等)を行う上で、技術的に課題があると考えられる事項があれば、措置とそれに対する技術的課題及び実現可能性について御指摘ください。

措 置	技術的課題	措置導入の可能性
特に無し		

## 【質問7】特殊な作業(少量取扱い等リスクが低いと考えられる作業)の概要と意見

リスクが低いと考えられる特殊な作業がある場合には、対象物質を取り扱っている当該作業に関する措置の状況を、作業概要と作業時間、作業頻度、一回当たりの取扱量、屋外屋内の別、局所排気装置(種類含む)、保護具(呼吸用及び保護衣等)、作業主任者の選任、作業環境測定の有無、健康診断の実施の有無等、及びご意見をお知らせください。

作業名	作業概要及び事業者によるリスクの見積もり、措置の状況
サンプリング	ばく露作業とされているが、①屋外作業である、②ブロー及びサンプリングはそれぞれ約1分以内で終了する、③サンプリング頻度は1日に1回以下である。
分析	分析用サンプリング液の扱量は極めて少量であり、全て換気設備の整った分析室の局所排気下の作業であることから、ばく露はほとんど考えられない。また、局所排気の吸気能力は定期的に測定し、確認を行っている。
出荷	ローリー出荷場は開放空間であり、屋外作業環境である。またナフタレンばく露は、出荷用配管のローリーとの脱着時のみであり、ナフタレン付着面が外気に曝されるのは数分のことである。また頻度は1日に数回のことである。

## 【質問8】 産業活動への影響や公正競争の観点からの意見

特別規則(特定化学物質障害予防規則など)による措置の検討に際し、産業活動や同業他社との公正競争の観点からの意見があればご提出ください。

特に無し

## 【質問9】 措置の方針についての意見

措置の対象はナフタレンを製造又は取扱う業務とする見込みですが、これに関し意見があればお寄せ下さい。

弊会でナフタレンを製造している会員会社は、全て、液状ナフタレンの製造および出荷だけである。固体(紛体)のナフタレン製品の製造、梱包、貯蔵、出荷は行っていない。故に、ナフタレンの製造、出荷ほかにおけるナフタレンは全て密閉系内の取り扱い作業であり、特別の措置は不要である、と考える。

## 【質問10】 その他の意見

上記以外に特段の御意見があればお寄せ下さい。(8月28日開催予定の「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」にてご発言を希望される場合は、その旨記載願います。)

繰り返して述べさせていただくが、弊会会員でナフタレンを製造している会員会社においては、ナフタレン製品の取扱いは全て液体である。固体(紛体)製品の製造、出荷は無い。

製品ナフタレンの取扱い温度も100℃前後であり、高温物質取扱い上の注意の観点、および製品の液状確保(融点80℃)の観点からの保温等で、既に密閉および漏洩対策等が十分に確保されている。

また、前述のとおり、サンプリング、分析、出荷等の取扱い作業においてもばく露はほとんど無い状況と考える。

実際の作業現場における、作業員のばく露の実測値において、全て二次評価値(10ppm)を超えている実態は無い、と認識している。

このような状況でありながらも、新たな措置対象となる作業である、というのであれば、改めて根拠の確認および意見を述べさせて頂きたい。

ご協力ありがとうございました。